# 自動継続期日指定定期預金規定

(令和2年5月11日現在)

## 1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

#### 2. (自動継続)

- (1) 自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の最 長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同 様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行店頭に掲示する利率とします。 ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものと します。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までに その旨を当店に申出てください。

#### 3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書(通帳)記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

## 4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約 するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利 の方法で計算します。
  - ① 1年以上2年未満……証書(通帳)記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上…………証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」 といいます。)
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以降に継続される預金から適用します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、

満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満………解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満………2年以上利率×40% ただし、②の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、 解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

### 5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出 の印章により記名押印して、この証書(通帳)とともに当店に提出してください。
- (4) 前記(2)、(3)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

また、当行が認めた場合は、当行の定める一定限度額までは当店以外の当行本支店でも解約・書替継続ができます。

### 6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上